地域環境保全基金条例制定
町制施行をめざし機構改革

平成六年度予算などを審議する三月定例議会が三月九日から十八日まで会期十日間で開催されました。

初日の一般質問では、一名の議員が、「小・中学校生徒の中で盛んになっているサッカー」について村長の考えをただしました。

つづいて、村長提出の平成五年度一般会計補正予算などの議案が可決、承認され、地域環境保全基金条例や平成六年度予算などの議案が特別委員会に付託されました。

付託された案件は、最終日の十八日に委員会の報告がなされ、それぞれ原案どおり可決されました。

■固定資産評価審査委員会委員の選任について

小杉　宮澤熊一さん(63)が選任されました。

■横越村議会議員の報酬・特別職の職員給与、教育委員会委員長給与条例の一部改正について

別表

■横越村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職等の給与の一部改正に伴い、非常勤のものの報酬及び費用弁償もそれぞれ改正を行いました。

■横越村課制条例の一部改正について

機構改革に伴い、農政課は農政商工課に、商工観光課は企画観光課に、建設課と企業課を統廃合して建設企業課にと、それぞれ課の名称の改正を行いました。

■横越村地域環境保全基金条例の制定について

地域に根ざした環境保全活動を展開することにより、村における環境の保全を図るため横越村地域環境保全基金を設置したものです。

■平成五年度横越村一般会計補正予算（第五号）

既定の歳入予算の総額に二億三千七百十二万三千円を追加、一億六千四百六十八万六千円を減額し、歳出予算の総額に九千百二十八万円を追加、千八百八十四万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三十五億三千四百十二万四千円としたもの。

〈主な補正内容〉

村例規集印刷代、庁舎冷温水管修理、庁舎駐車場除雪費、老人福祉計画作成印刷費、老人保健特別会計繰出金、日常生活用具給付事業、県営かんがい排水事業及び農地防災事業負担金、道路除雪委託料、道路補修工事、総合体育館等用地先行取得事業特別会計繰出金、基金預金利子積立金などを追加したものです。

■平成五年度横越村国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

既定の歳入予算の総額に三百五十八万四千円を追加し、歳出予算の総額に十八百六十万四千円を追加、千五百二万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億八千五百九十八万円としたもの。

〈主な補正内容〉

退職療養給付費と基金積立金を追加したもの。

■平成五年度横越村水道事業会計補正予算（第四号）

〈収益的収入及び支出〉

既定の収益的収入に六百五十万円を追加し、収益的支出に六百五十万円を追加し、収入支出の総額をそれぞれ一億三千六百五十万円としたもの。

〈主な補正内容〉

固定資産除却費と消費税を追加したもの。

〈資本的収入及び支出〉

既定の資本的収入に五百万円を追加し、資本的支出に五百四十万円を追加したもの。

〈主な補正内容〉

配水管移設工事費及び新設量水器購入費を追加したもの。

■平成五年度横越村下水道事業特別会計補正予算（第五号）

既定の歳入歳出予算のそれぞれの総額に一億一千万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ十一億二千六百八十九万四千円としたもの。

〈主な補正内容〉

管渠布設工事特環分を追加したもの。

■平成五年度横越村老人保健特別会計補正予算（第二号）

既定の歳入予算の総額に千七百万八千円を追加、四千七百万八千円を減額し、歳出予算の総額に三千万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ五億三千七百二十七万五千円としたもの。

〈主な補正内容〉

老人医療給付費関係の不用額を減額したもの。

■平成五年度横越村総合体育館等用地先行取得事業特別会計補正予算（第一号）

既定の歳入歳出予算のそれぞれの総額に三百八十四万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ千九百二十八万八千円としたもの。

〈主な補正内容〉

償還金利子を追加したもの。

特別職の報酬引き上げ

議会議員平均二・八％、特別職平均二・二％の改定

三月定例議会で特別職等の報酬条例の改正が行われ、四月一日より引き上げられることになりました。

報酬改定は、村特別職報酬等審議会（谷井篤光会長）に諮問した結果、二回の審議を経て答申されたもので、今回決まった報酬額は答申に基づき県下町村や郡内の実態及び一般職の給与等を勘案して平均二％強の改定が行われました。

おもな特別職の報酬（月額）

（　）は改正前		引上率
村長	736,000円 (720,000円)	2.22%
助役	583,000円 (570,000円)	2.28%
収入役	550,000円 (538,000円)	2.23%
教育長	506,000円 (495,000円)	2.22%
議長	253,000円 (246,000円)	2.85%
副議長	199,000円 (194,000円)	2.58%
委員長	183,000円 (178,000円)	2.81%
議員	180,000円 (175,000円)	2.86%
監査委員（識見）	33,200円 (32,300円)	2.79%
同（議員）	22,700円 (22,100円)	2.71%
農委会長	50,800円 (49,400円)	2.83%
同代理	33,100円 (32,200円)	2.80%
同委員	28,500円 (27,700円)	2.89%
教育委員長	36,600円 (35,600円)	2.81%
同委員	28,500円 (27,700円)	2.89%

村消防団が優良消防団表彰

村消防団（団長　田村顯宏さん）が、このたび日頃の消防団活動が優良であることを認められ、財団法人日本消防協会（会長　笹川良一さん）より表彰され、表彰状及び表彰旗が贈られました。

町制施行を目ざして
役場組織を機構改革

村は、「第三次総合計画後期基本計画、土地利用計画などの将来ビジョンの策定、また、平成八年度を目途にした町制施行、住居表示制度の導入、常備消防の設置を推進するために、四月一日に役場組織を機構改革することに決めました。

新設されるのは、これまで各課に分散していた企画部門を統合し、商工観光課を「企画観光課」、農政課に商工部門を統合した「農政商工課」、建設課と企業課を統合した「建設企業課」の三課です。

また、高齢者福祉対策の充実と社会福祉協議会事務局強化のため、デイサービスセンターにセンター長を置き、社会福祉協議会の事務局長を兼務します。

4月1日付　人事異動

係長以上　（　）内は前職

○課長級

▽住民課長　泉沢宏一（教育委員会社会教育課長兼中央公民館長）▽保健福祉課長　伊藤誠次（企業課長）▽建設企業課長　坂井正哉（住民課長）▽企画観光課長　佐藤忠雄（建設課長）▽農政商工課長　江口禎二（農政課長）▽デイサービスセンター長　加藤藤雄（商工観光課長）▽教育委員会社会教育課長兼中央公民館長　仲村道夫（保健福祉課長）

○係長級

▽出納室係長　大竹忠則（保健福祉課係長）▽総務課係長　市村正一（税務課係長）▽税務課係長　駒田康（商工観光課係長）▽農政商工課係長　阿部芳男（企業課係長）▽同　町田和彦（農政課係長）▽農業委員会事務局次長　羽田太一（出納室係長）▽住民課係長　石井淑子＝昇格（総務課）▽保健福祉課係長　田村美枝子（住民課係長）▽建設企業課係長　上村真喜雄（教育委員会社会教育課係長）同　馬場貞雄（建設課係長）同　田中十二男（建設課係長）同　羽賀豊穂（企業課係長）▽企画観光課係長）神田弘（農業委員会事務局次長）同　長谷部雅文＝昇格（総務課）▽デイサービスセンター次長　本間玲子＝昇格（保健福祉課）▽教育委員会社会教育課係長　中野芳夫＝昇格（教育委員会社会教育課）

4月1日付で埋蔵文化財発掘調査員として次の職員を採用しました。

▽教育委員会社会教育課　福田仁史

3月31日付　退職

▽総務課係長　土田カヨ

長い間、ごくろうさまでした。

吉井與一さんら六名を村自治功労表彰

永年、村行政に功労のあった次の六名の方々が、三月定例議会の冒頭に浅見村長から表彰状と記念品の伝達が行われました。

3月定例議会で表彰状を伝達

村農業委員を十五年

・吉井與一さん(71)　二本木

村消防団を四十八年

うち団長を十四年歴任

・高橋三郎さん(65)　横越

村職員を三十一年

・柴澤文雄さん(59)　横越

村職員を二十八年

・高橋真智子さん(54)　新津市

村職員を二十五年

・野口初枝さん(58)　木津

村職員を二十二年

・岡田君代さん(43)　横越

奨学資金の貸与申込みは5月16日(月)まで

ご利用を

平成六年度の奨学資金貸与を受けますので貸与を希望される方は、次により申し込み下さい。

・対象者

・今年入学された大学生及び短大生。

・村内に一年以上居住している者。（修学のため住所を変更した者も可）

・経済的理由で修学が困難な者。

・他の奨学資金（日本育英資金、新潟県奨学金）を受けていない者。

・貸付額

・私立大学は、月額3万円。

・国公立大学は、月額2万5千円。

・短期大学は、月額2万円。

・貸付期間

大学は4年間

短大は2年間

・利息　無利子

・返済期間

・短期大学は、貸付終了後据置期間6か月、返済期間は3年以内。

・大学は、貸付終了後、据置期間6か月、返済期間5年以内。

・申込期日

平成6年5月16日(月)まで

・貸付決定

5月末を予定（所属学校長を経て本人へ通知）

・申込先

所定の申込書に所属学校長の推薦書を添えて村教育委員会へ。

・詳細については、村教育委員会学務課（電話385―2111）へ。

なお、申込用紙、その他の必要書類は、村教育委員会学務課にあります。

春の全国交通安全運動

期間　4月6日（水）～4月15日（金）

スローガン

子どもには　おとなが示そう　交通マナー

四月六日から十五日迄の十日間、春の全国交通安全運動が全国一斉に始まります。

この期間中の運動の重点は、

①シートベルトの着用徹底

②子供の交通事故防止

③高齢者交通事故防止

の三点です。

特に、この時期は新入学（園）児童等が活発に活動し交通事故の危険が高くなります。

また、高齢者の交通事故も多くなる時期です。

そのための安全指導、保護誘導等を行って事故を無くするため、村では各関係機関の協力により期間中、通学道路や主要交差点において街頭指導を実施いたしますのでご協力をお願いします。